

江別市消費者被害防止 ネットワークニュース No.2

【事務局】江別市消費生活センター

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市経済部商工労働課内

消費生活相談に関すること

☎ 011-381-1026

消費者被害防止ネットワークに関すること

☎ 011-381-1023

緊急通報！！

振り込め詐欺・還付金詐欺予兆電話が多発！！

江別警察署から「振り込め詐欺予兆電話多発！」「還付金詐欺の予兆電話発生！」と消費者被害防止ネットワーク通報が発信されました。

- ・10月「振り込め詐欺の犯人を捕まえて名簿を入手したところ、あなたの口座がリストに載っていた」と警察官を名乗る男から高齢者宅に詐欺予兆電話が多発しました。
- ・11月「還付金があります。手数料がかかるので口座番号を教えてください。口座に100万円以上ありますか」と市役所職員を名乗る男から高齢者宅に電話がありました。

警察、市役所から・・・というお金の話に要注意！

訪問販売の二次被害に要注意！

【事例1】ヘルパー、包括支援センター、自治会長、消費生活センター、警察が連携しました

以前、訪問販売で布団を購入した高齢女性宅に、代金が未納と男性が訪問して現金を集金していったが、領収書は残りのお金を取りに来る年金支給日に持ってくるので、どこの誰かもわからない。女性がヘルパーさんに話して発覚した。

【事例2】家族、消費生活センター、包括支援センター、警察が連携しました

高齢男性宅に「10年前、排水管の洗浄工事をした者だが、今日はアフターサービスに来ました」と業者が訪問した。「外のマンホールが詰まっているから、家の中も見せてほしい」と言われたので家に入れた。「高圧洗浄しなければダメだ」と言われ、15万円のうち5万円を内金として払った。その後、床下にも入り基礎もダメになっているとデジカメの写真を見せられた。男性が、家族に相談して発覚した。この男性は、以前にも住宅リフォームで高額な契約をしていた。

※高齢者が狙われています。

- ・ひとりで考えず、身近な誰かに相談しましょう。
- ・ネットワークの仕組みで詐欺・消費者被害を未然防止しましょう。

訪問販売の早わかり注意点

① 訪問販売とは

- ・ 「ごめんくださ〜い」と事業者が消費者宅に訪問して商品やサービスを勧められる。
- ・ 自宅に友人・知人を招き、またはファミリーレストランや喫茶店で商品やサービスを勧められる。
- ・ 「販売目的を明示せず消費者を呼び出す」、「他社より有利な条件で契約できる」と勧められる。（アポイントメントセールス）
- ・ 駅前や路上等で声をかけられ、営業所などに同行させられ勧められる。（キャッチセールス）

② 商品やサービスを勧められるとき

- ・ 事業者は、勧誘に先立って（会社名（個人事業主は戸籍上の氏名））・（勧誘する目的であること）（販売しようとする商品やサービスの種類）を告げなければなりません。
消費者が一番初めに、その勧誘を“受ける”か“断る”かを定めることができるようにするためです。

③ 再勧誘は禁止されています

- ・ 「契約をしません」と意思表示をしたら、事業者はその勧誘を続けることや、再度の勧誘のための訪問をすることは禁止されています。 **必要のない勧誘はきっぱり断りましょう**

④ 契約書面を受け取りましょう

- ・ 「いつ、何を、いくらで、どこの事業者と契約したか」など、契約書面の交付が義務づけられています。 **しっかり確認しましょう**

⑤ クーリング・オフ制度

- ・ 申込書面、**契約書面を受け取った日から、その日を含めて8日間は無条件**で解約することができます。じっくり考える期間が必要です。「頭を冷やす（cooling off）」期間ということです。
- ・ 事業者からすでに商品を受取っているときは、返品のコストは事業者が負担します。
- ・ 事業者は、すでに支払われた料金を速やかに返金しなければなりません。
- ・ 商品を使用している場合、工事や修理などサービスが提供されていても事業者は金銭の支払いを請求できません。
- ・ 事業者が、サービスの提供に伴い工事などで原状を変更したときは、消費者はその原状回復を請求してもしなくてもよいこととされています。
- ・ ※クーリング・オフができない場合もあります（詳しくは江別市消費生活センターまで）
 - ① 現金で3,000円未満の商品を購入したとき
 - ② 健康食品や化粧品など指定消耗品を使用したとき など
- ・ クーリング・オフはハガキなど書面で行います。
- ・ 証拠としてハガキの両面をコピーし「簡易書留」や「特定記録郵便」で送ります。郵便局の受領書と一緒に保管しておきましょう。
- ・ クレジット契約をしているときはクレジット会社と販売会社へ同時にクーリング・オフの通知を出します。

クーリング・オフ制度は消費者を守る制度です。詳しくは

江別市消費生活センター ☎381-1026